

Strix 9: 201-206 (1990)

## タンチョウ繁殖地の保護地域指定状況について

富岡辰先<sup>1</sup>

### はじめに

タンチョウ *Grus japonensis* は、絶滅のおそれのある鳥類をアツカッタレッドデータブック (King 1981) では「危急種 (絶滅の危険が増大している種)」にランクされている種で、本種の全個体数はおよそ1,450羽と推定されている (Collar & Andrew 1988). ソ連の沿海地方・中国の東北地方で繁殖する個体群は、中国の長江下流域や朝鮮半島に渡り越冬する (北海道 1990). 一方、北海道東部の十勝、釧路、根室地方の湿原で繁殖する個体群は、釧路地方の鶴居村と阿寒町の給餌場に90%以上が集まり越冬する (正富 1989).

1990年5月、「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」の活動の一環として、日本野鳥の会ではタンチョウの営巣する鶴居村温根内の湿原約20haを購入した。この温根内湿原は、法的な保護地域指定からもれている地域であった。

ここでは、この湿原購入にさいして調査した、北海道東部におけるタンチョウ繁殖地の保護地域指定状況について報告する。

### 北海道のタンチョウの現状と保護

北海道に生息するタンチョウは一時絶滅したといわれていたが、地元の人々の熱心な保護・冬期給餌活動に支えられ、1952年には33羽が記録されたにすぎなかったが、1988年には485羽まで増加した (北海道 1989). これは、地元のタンチョウ保護会・愛護会および関係行政機関による、主に越冬地における保護の努力が実ったものである。

一方、繁殖地である湿原の状況はどうであろうか。1987年に釧路湿原を中核とする地域が釧路湿原国立公園に指定され、また1993年には水鳥と湿地保護の国際条約である「ラムサール条約」の締約国会議の釧路開催が決まるなど、近年、湿原保全の気運が高まってきているように思われる。しかし、タンチョウの個体数は増加傾向にあるものの、本種の繁殖地として欠くことのできない湿原環境は、湿原の水位を下げるための明・暗渠の掘削、農地や草地の造成、あるいは道路の建設などにより年々減少している。また、河川改修や森林伐採などにより雨水の流出条件が変わることで湿原の水位変動が大きくなり、巢の水没や乾燥化による植生の変化など、湿原の環境悪化が進んでいる (百瀬・中村 1983). さらに、近年では湿原周辺にゴルフ場やリゾート施設の建設が進み、汚泥、汚水、農薬などの湿原への流入が心配されている。

このような背景の中で、日本野鳥の会ではここ数年来、多くの支援者に支えられてタン

1990年11月20日受理

1. 財団法人日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、〒085-12 北海道阿寒郡鶴居村字中雪裡南

チョウと湿原保護の活動を進めてきた。1985年、野生のツルを守るため、生息地を確保し人間とツルとのよりよい共存関係を確立させることを目的に、自然保護関係者の協力によりツル保護特別委員会（黒田長久委員長）を発足させた。その後、ツル保護特別委員会は、タンチョウ保護の全体構想、および保護の重要な手段の1つとしてのサンクチュアリ施設についてまとめた「鶴居村サンクチュアリ基本構想」を策定した（日本野鳥の会ツル保護特別委員会 1986）。この基本構想に基づき、1987年6月、タンチョウの繁殖する風蓮湖に近い根室市東梅の湿原約7haを購入した。さらに、同年11月、日本野鳥の会を事業主体として、地主である伊藤良孝氏の協力を得て、タンチョウ保護を進める活動拠点となる「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ（以下、鶴居サンクチュアリ）」を鶴居村中雪裡に設置した。以前からの冬期タンチョウ給餌場であり、重要なタンチョウ越冬地の1つである同地にサンクチュアリを設置した主要な目的は、タンチョウの重要越冬地の恒久的保全、タンチョウの繁殖する湿原の保全、これら保全を進める上での普及・教育、の3点である。

#### タンチョウ繁殖地の保護地域指定状況

タンチョウ繁殖地である湿原の中には、いくつかの法律によって保護がはかられている地域がある。個々の法律は、それぞれ異なった目的をもって保護の施策を加えているが、間接的にせよタンチョウの繁殖地域の保護にその効果が期待できる程度により、おおむね次の3つのランクに分けることができる（日本野鳥の会ツル保護特別委員会事務局 1986を改変）。

- A. 繁殖地の自然環境保全に効果が期待できる
  - (1) 国立公園特別保護区（自然公園法）
  - (2) 特別天然記念物および天然記念物指定地域（文化財保護法）
  - (3) 鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護および狩猟に関する法律）
- B. 繁殖地の自然環境保全にある程度効果が期待できる
  - (1) 国立公園特別地域（自然公園法）
  - (2) 道立自然公園特別地域（自然公園法）
  - (3) 鳥獣保護区（鳥獣保護および狩猟に関する法律）
  - (4) 道自然環境保全地域特別保護区（自然環境保全法）
- C. 繁殖地の自然環境保全に効果はほとんど期待できない
  - (1) 国立公園普通地域（自然公園法）
  - (2) 道立自然公園普通地域（自然公園法）
  - (3) 道自然環境保全地域普通地域（自然環境保全法）

1989年の繁殖期、正富・百瀬（1989）による調査でタンチョウの営巣地は98か所が判明している。これに、鶴居サンクチュアリの補足調査による2か所を加え、合計100か所の営巣地が北海道東部の湿原において確認された。

この100か所の営巣地の保護地域指定状況をみると、前記のランク分けによる「Aランク」は10か所、「Bランク」は33か所、「Cランク」は1か所である。つまり、繁殖地の保全に効果が期待できるか、あるいはある程度の効果が期待できる保護指定が加えられている地域に営巣するタンチョウは、合わせても全体の40%程度にすぎない（図1）。さらに、残る56か所の営巣地は、法的な保護地域指定がまったくなされていないのが現状である。

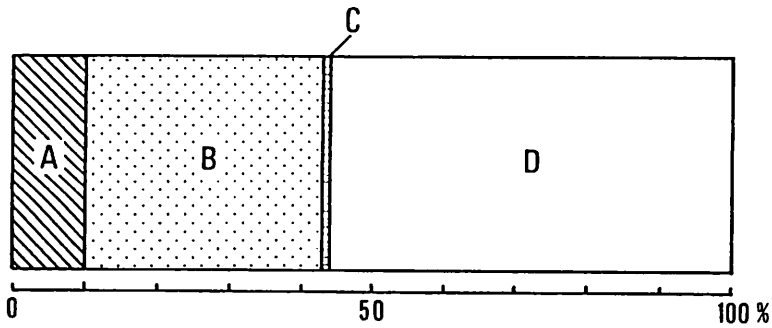


図1. タンチョウ営巣地の保護指定状況の割合.

- A : 繁殖地の自然環境保全に効果が期待できる.
- B : 繁殖地の自然環境保全にある程度効果が期待できる.
- C : 繁殖地の自然環境保全に効果はほとんど期待できない.
- D : 保護指定がされていない.

表1. タンチョウ営巣地の保護指定状況.

営巣場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
A ランク			●	●													●	●						●	●	●
B ランク															●	●			●	●	●					
C ランク																							●			
保護指定なし	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●												

営巣場所	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	
A ランク	●	●	●																							
B ランク				●	●	●		●	●	●																
C ランク																										
保護指定なし							●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

営巣場所	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	
A ランク																										
B ランク	●		●	●	●	●	●	●	●						●	●	●					●	●			
C ランク																										
保護指定なし	●									●	●	●	●				●	●	●				●	●	●	●

営巣場所	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	合計
A ランク																										10
B ランク		●	●												●	●	●			●	●		●	●		33
C ランク																										1
保護指定なし	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●			●			●	●	56

- A ランク : 繁殖地の自然環境保全に効果が期待できる.
  - B ランク : 繁殖地の自然環境保全にある程度効果が期待できる.
  - C ランク : 繁殖地の自然環境保全に効果はほとんど期待できない.
- 1-8 : 十勝地方, 9-36 : 釧路湿原およびその周辺, 37-53 : 別寒辺牛川流域, 54-61 : 霧多布湿原およびその周辺, 62-67 : 野付湾およびその周辺, 68-100 : 風趣湖およびその周辺と根室半島.

地域別にみていくと、十勝地方：Aランクが2か所、保護地域指定なしが6か所、釧路湿原およびその周辺：Aランクが8か所、Bランクが11か所、Cランクが1か所、保護地域指定なしが8か所、別寒辺牛川流域：Bランクが1か所、保護地域指定なしが15か所、霧多布湿原およびその周辺：Bランクが6か所、保護地域指定なしが2か所、野付湾およびその周辺：Bランクが3か所、保護地域指定なしが3か所、風蓮湖およびその周辺と根室半島：Bランクが14か所、保護地域指定なしが22か所、となっている（表1）。

また、鶴居サンクチュアリがある鶴居村内のタンチョウ繁殖地の保護地域指定状況は、8か所のタンチョウ繁殖地のうち、2か所は釧路湿原国立公園特別保護地区、4か所が同特別地域、1か所は自然環境保全上の規制はないものの銃猟禁止区域に指定されており、今回購入した温根内湿原だけは、釧路湿原国立公園特別地域に隣接していながら法的な保護地域指定がなされていない。

この状況により、1988年現在485羽を数えているタンチョウの将来が、決して明るくないことが理解できるであろう。

### 繁殖の保全

鶴居サンクチュアリが優先的に進めるべき湿原保全の対象地としては、タンチョウが現在繁殖しているかまたは将来繁殖可能な湿原の中で、天然記念物、自然公園などの法指定がされていない地域、そして法指定されているが、将来の環境破壊が心配される地域があげられよう。タンチョウの繁殖地の保全の方法については、タンチョウ保護の全体構想（日本野鳥の会ツル保護特別委員会事務局 1986）の中でくわしく述べられているが、大・中規模の湿原については、恒久的な保護が保証される保護区の設定など、官庁による法的な規制がはかれるよう働きかけるのが適当である。保護区の設定に困難がともなう小湿原については、鶴居サンクチュアリなど民間の立場で、土地の買い上げや土地所有者と保護協定を結んでの土地の借り上げなど、対象地に適した方法をもちいて恒久的な保護をはかることが考えられる。

現在まで、日本野鳥の会は、2か所の営巣地（根室市東梅の湿原約7ha、鶴居村温根内湿原約20ha）を購入したが、この結果56か所の保護地域指定されていない営巣地のうち2か所はAランクのレベルの保全が約束されたことになる。また、鶴居村内の営巣地については、8か所すべてに保護施策がされたことになる。

### おわりに

土地の買い上げは、生息環境の恒久的な保護を進めるにあたって土地そのものを確保できる有効な方法である。しかし、地価がきわめて高い日本では、資金力に乏しい民間団体にとって、土地の購入だけに頼る方法はおのずと限度があることは明らかである。今後も日本野鳥の会では、鶴居サンクチュアリを中心にタンチョウの繁殖地の保全を進めていくが、地主との協定による土地の借り上げなどの方法も含め地元住民の理解を得ながら活動を進める必要がある。

また、近年、タンチョウの生息地である北海道東部にもゴルフ場が進出してきている。鶴居村においても例外ではなく、現存の2か所に加え新たに2か所の計画が進んでいる。1か所は、タンチョウがねぐらや自然の採食場として利用している雪裡川の近くである。

雪裡川は、多いときには250羽を越すタンチョウが利用しており、農薬の流出によるタンチョウへの直接の影響や、食物となる生物の減少など間接的な影響が心配されている。もう1か所は、釧路湿原国立公園特別地域に隣接する地域で、公園内への農薬の流入や造成時の土砂の流入が心配されている。

この心配は、鶴居村だけでなく他の地域でも同様である。さらに、河川改修や周辺の森林伐採なども含め、湿原環境の保護のためには、保護指定地域内のみならずそこに影響をおよぼす可能性のある周辺地域の保護も不可欠である。今後、タンチョウ繁殖地の保全を進めるには、湿原の法的指定や買い上げなどを進める一方、指定地域外においても、指定地域に影響が出る行為を禁止させることができるような法的施策を設ける必要がある。

鶴居サンクチュアリでは、タンチョウ関係者、関係団体、関係行政他と協力して、今後もタンチョウ繁殖地の保全を進めていきたい。

#### 謝 辞

タンチョウ繁殖地の保護地域指定状況を調べるにあたり、専修大学北海道短期大学の正富宏之教授ならびに山階鳥類研究所の百瀬邦和氏の論文から貴重なデータを使用させていただいた。また、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュア리를運営するにあたり、タンチョウ383人の会はじめきわめて多くの方々のご積極的なご支援をいただいている。この小論をまとめるにあたっては、園部浩一郎氏ならびに安西英明氏には適切な助言をいただいた。英文要約についてはF. A. ネットワークの皆様にご協力いただいた。最後に、執筆中に同サンクチュアリレンジャーの伊藤良孝氏には、調査や観察指導などたいへんお世話になった。これらすべての方々から心からお礼を申し上げたい。

#### 引用文献

- Collar, N. J. & Andrew, P. 1988. Birds to watch - The ICBP World Check-list of Threatened Birds. ICBP, Cambridge.
- 北海道. 1989. 昭和63年度タンチョウ生息状況一斉調査結果. 北海道.
- 北海道. 1990. 青い星のツルたち, 北海道保健環境部自然保護課. 北海道. 142 pp.
- King, W. B. 1981. Endangered Birds of the World - The ICBP Bird Red Data Book. Smithsonian Institution Press, Washington, D. C.
- 正富宏之. 1989. タンチョウの越冬個体数と厳寒期における行動圏. 昭和63年度道科研費による研究報告, pp. 31-32.
- 正富宏之・百瀬邦和. 1989. 1989年の繁殖期におけるタンチョウの営巣. 山階鳥研報 21: 265-279.
- 百瀬邦和・中村玲子. 1983. 北海道のタンチョウ保護の現状. Strix 2: 121-130.
- 日本野鳥の会ツル保護特別委員会事務局. 1986. 鶴居村サンクチュアリ基本構想. 77 pp.
- 日本野鳥の会ツル保護特別委員会事務局. 1986. タンチョウ保護の全体構想. Strix 5: 99-111.

#### The present status of protection for the nesting sites of Red-crowned Cranes *Grus japonensis*

Tatsuyuki Tomioka<sup>1</sup>

1. The present status of protection for the nesting sites of Red-crowned Cranes was inves-

tigated in Kushiro Marsh, Hokkaido.

2. The nesting sites were classified into three categories (A, B, and C) based on the effectiveness of laws related to conservation of the land.

A. Legislation is expected to have much effect on the conservation of the nesting site.

B. Legislation is expected to have some effect on the conservation of the nesting site.

C. Legislation is expected to have little effect on the conservation of the nesting site.

3. Of the 100 nesting sites found in 1989, 10 were recognized as A, 33 as B, and 1 as C. There are no legal designations for the other 56 nesting sites.

1. Tsurui-Itou Tancho Sanctuary, Nakasetsuriminami, Tsurui-mura, Akan-gun, Hokkaido 085 - 12